

H20. 12. 17 原案可決

道路財源の確保を求める意見書

半島地域に位置し、道路整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、紀伊半島を一周する高速道路を初めとした道路ネットワークの整備は、医療や教育機会といった人が暮らすための平等な権利の保障や、企業立地や観光振興などの経済活動の基本的な機会の保障の観点、さらに東南海・南海地震への備えなどから必要 不可欠であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

このため、我々和歌山県議会は、様々な活動を通じて、立ち遅れた本県の道路整備の推進と道路財源の安定的な確保を、政府・国会に対して、強く訴えてきたところである。

このような中、本年5月に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、一般財源化に当たっての措置が示された「道路特定財源の一般財源 化等について」が、12月8日に政府・与党合意されたところである。その中で、地方道路整備臨時交付金に代えて、地方の実情に応じて使用できる1兆円程度の「地域活力基盤創造交付金(仮称)」を創設することとされたが、地方に必要な国直轄事業や補助事業に対する財源措置については、未だ不透明な状況である。

これまで、本県のような地方の住民は、都市部の住民に比べ数倍の揮発油税を負担しながら、需要の大きい都市部の道路整備に先を譲ってきた。立ち遅れた道路整備を一刻も早く進めるためには、これまで以上の財源確保が必要である。

については、道路特定財源の一般財源化後においても、地方の道路整備が、これ以上滞ることのないよう、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

1. 紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などの高規格幹線道路を初めとする幹線道路網は、国が責任を持って整備すること。
2. 地域活力基盤創造交付金(仮称)については、従前の地方道路整備臨時交付金と同様に、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げる制度を盛り込むこと。また道路整備の遅れた地域に対して、未改良率等整備の遅れを指標にするなど、

優先的に予算配分すること。

3. 新交付金の創設に伴う道路整備費等の見直しにあっても国直轄事業及び補助事業を含めた道路事業費は、引き続き十分確保すること。

4. 一般財源化の具体的な制度設計に当たっては、長年に亘り多くの揮発油税を払い続けてきた地方の自動車ユーザーが納得のできる制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣

行政改革担当大臣